

屋久島町告示第 121 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率を公表する。

令和 3 年 10 月 6 日
屋久島町長 荒木 耕治

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.41)	— (19.41)	13.1 (25.0)	8.5 (350.0)

※表中「—」は算定値「0」を示す。

※括弧内の数値は早期健全化基準。

屋久島町告示第 122 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、下記のとおり令和 2 年度決算に基づく公営企業資金不足比率を公表する。

令和 3 年 10 月 6 日
屋久島町長 荒木 耕治

記

特別会計の名称	資金不足比率（％）	備考
上水道事業	—	令第 17 条第 1 号の規定により事業規模を算定（事業規模：233,053 千円）
農業集落排水事業	34.3	令第 17 条第 1 号の規定により事業規模を算定（事業規模：5,891 千円）
船舶事業	—	令第 17 条第 1 号の規定により事業規模を算定（事業規模：39,787 千円）
簡易水道事業	—	令第 17 条第 3 号の規定により事業規模を算定（事業規模：1,579 千円）

※表中「—」は算定値「0」を示す。